埼玉県	さいたま市	同右	同右
千葉県	船橋市 習志野市	平成二十四年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	平成二十三年三月三十一日	同右
石川県	金沢市	平成二十四年三月三十一日	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
愛知県	名古屋市 豊明市	平成二十三年三月三十一日	同右
兵庫県	姫路市 尼崎市	平成二十四年三月三十一日	同右
広島県	福山市	平成二十三年三月三十一日	
高知県	高知市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
佐賀県	鳥栖市	同右	同右
熊本県	荒尾市	同右	同右

○総務省告示第五十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十二年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成二十三年三月三十一日	同右
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	同右	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第五十三号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十二年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十六日

総務大臣　原口　一博

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	飯能市 加須市 東松山市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 さいたま市 春日部市 深谷市 本庄市	平成二十四年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
東京都	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	平成二十三年三月三十一日	同右
	多摩市 稲城市 あきる野市	同右	同右
福井県	あわら市	平成二十四年三月三十一日	
岡山県	総社市 浅口市 都窪郡早島町 浅口郡里庄町	同右	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。